ユニバーサル委員会の活動①

- 1983年11月 第1回障害者問題全国交流会開催 2004年度より活動を再開 2005年度に「ユニバーサル委員会」設置
- ・委員会活動の基本理念

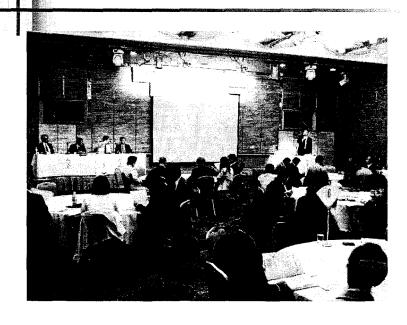
私たちは「良い会社」をめざすからこそ、企業の社会的責任としての障害者雇用を推進することが大切です。

私たちは「良い経営者」をめざすからこそ、一人の人間として障害者問題に関心を持ち、多様な命が育まれる豊かな社会づくりに取り組むことが重要です。

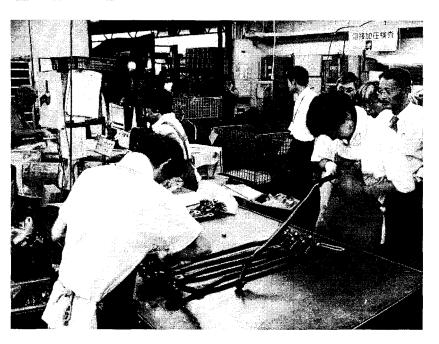
私たちは「良い経営環境」をめざすからこそ、経済効率優先で、命よりも金という市場原理主義ではない人間性豊かな地域循環型の新しい経済社会の実現を展望できるし、それは障害者と共に生きることが当たり前の社会を実現することにもつながります。

つまり、障害者問題に真剣に取り組むことが、同友会理念を実現する企業づく りの条件であるといえます。(2005年度活動方針より抜粋)

ユニバーサル委員会の活動②



第13回障害者問題全国 交流会で滋賀の実践を 報告(06年10月)

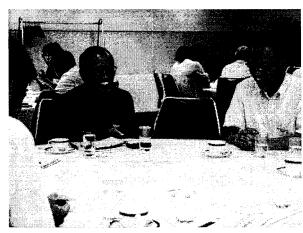


会員企業の雇用現場を見学し、経験交流。

作業所・福祉施設との学び合い

- 経営体験から学び合う例会や 経営指針を創る会への参加を通じて、経営姿勢=「どの参加を通じて、経営姿勢を維持し発 をはまました。 を選集をはいまずののからである。 経営のパートナーにする」人 間尊重経営、理念経営の実 践をめざしています。
- 現在、福祉施設等の代表16 名・支援センター等の代表2 名が学び合っています。





県と連携して就労支援①

障害者の「働きたい」を応援する滋賀共同宣言

2005年2月12日 宣言 滋賀県、障害者団体6団体

+滋賀県中小企業家同友会

「どんなに重い障害があっても、身近な地域でいききと暮らしたいという思いを実現するため、障害のある人の『働きたい』を積極的に応援していくことを、ここに宣言します。」

~ 中略 ~

- 1, 就労支援と生活支援の両面から、「働きたい」という意欲を支えます。
- 2、障害のある人たちの「働きたい」を応援し、働く場の拡大を図ります。
- 3, 働く意欲を持ち、自立して生活することを目指します。

県と連携して就労支援②

- トライワーク推進事業の実施(O5年度~)
- 共同作業所等就労収入プロジェクトの実施 (O6年度~)
- 滋賀県障害者雇用促進啓発事業の実施(O7 年度)
- 委員会等への参加
 - ・淡海障害者プラン(第三版)策定検討委員会 ・滋賀県特別支援教育推進協議会 ・県版障害者雇用高事例集企画プロジェクトチーム員
 - ・滋賀県障害者就労支援ネットワーク懇話会・発達障害者就労支援者育成事業企画委員・その他

障害者と共に働き・暮らすことが当たり前の地域経済・社会をめざして

<u>~障害者自立支援法の精神を地域で具体化!~</u>

■ 中小企業は地域経済の真の担い手

- 一企業の多数派であり、雇用の担い手=
 - ・滋賀県法人企業数の99.4% (11,408社)
 - ・滋賀県事業所数の99.8% (56,186所)
 - ・事業所従業者数の86.7% (461,630人)

中小企業・自営業の振興は地域の自立的発展、雇用の創出と不離一体=あらゆる政策の柱(Think small first)へ

障害者と共に働き・暮らすことが当たり前の地域経済・社会をめざして

~地域で多様な雇用の確保と創出!~

- これからの中小企業の経営戦略は「グローバ リゼーションの中で地域と共に生き・育つ企 業経営」
- 障害のあるなしにかかわらず、すべての人が 人間らしく生きるために、個性と能力を発揮 し、地域の課題解決に役立つ事業を生み出す
- 行政は中小企業の育成発展を第一義的課題として取り組む(中小企業振興基本条例)

障害者と共に働き・暮らすことが当たり前の地域経済・社会をめざして

2007年度の重点課題

- ① 委員会活動の強化
- 1.「学び」を軸とした委員会活動を軸に会員企業の委員会への参加拡大を行う。
- 2.活動を全県的な取り組みとするため、支部より委員の選任を行う。
- ② 共同(働)作業所、授産施設等との連携による新たな仕事おこし
- 1.オフィス古紙リサイクルプロジェクトの拡充
- 2. アグリビジネス研究会との連携
- 3. ユニバーサルデザイン研究会との連携
- 4. 障害者雇用の場の設立に向けての研究と雇用のマネジメント確立に向けた研究
- ③ 行政との連携と共同(働)作業所、授産施設等に対する支援
- 1. 滋賀県障害者就労支援ネットワーク懇話会への委員派遣
- 2. 滋賀県共同作業所等就労収入向上プロジェクト事業支援チームへのメンバー派遣
- 3. 作業所等が開催する研修への講師派遣